

農地を「相続」・・・次の2つの手続きを！

相続や遺贈により農地を取得した場合、次の手続きが必要となりますので、忘れずに申請・届出しましょう。

① 相続（所有権移転）登記

申請先 → 法務局

- 相続の開始、または所有権の移転を知ったときから3年以内に登記を行う必要があります。

② 農地法の規定に基づく（相続の）届出

届出先 → 農業委員会

- ①の登記が完了した後、相続した農地が存在する農業委員会（複数の自治体がある場合は、その全て）へ届け出ます。

相続登記は、
「義務化」になりました。

STOP!
ヤミ小作

農地法や農業経営基盤強化促進法によらず、長期間、農地を貸したり、借りたりしていませんか？

もし、それらの関係する法律の許可等がないにもかかわらず、貸し手と借り手のお互いの承諾のみで耕作していると、無許可の農地の貸借、いわゆる「ヤミ小作」の状態となります。

ヤミ小作は法令違反ですので、罰則を受ける可能性に加え、各種法令の保護を受けられない、補助事業等を活用できない、トラブル時に救済を受けられない、などのデメリットが考えられますので、今一度、貸借している農地が許可等を受けているか確認しましょう！

～ 健康保険証は更新されません ～

健康保険証が、①国民健康保険で、マイナ保険証をお持ちでない方は、お手元の健康保険証の有効期限を迎える前に、役場から「資格確認書」が届きます。

また、健康保険証が、②後期高齢者医療の方は、マイナ保険証の利用の有無に関らず、「資格確認書」が届きます。

（①、②ともに、申請等の手続きは、不要です。）

この「資格確認書」は、従前どおり、医療機関で使うことができます。